

令和3年度 春日市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について

第1 報酬改定の概要

- 令和3年度介護報酬改定に伴い、春日市介護予防・日常生活支援総合事業においても報酬改定を行う。**改定後の報酬は、令和3年4月サービス提供分から適用**する。
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービス（**生活支援型 予防通所サービス事業を除く**）について、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

第2 改定内容

1 第一号訪問事業

(1) 訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当事業） 【サービスコードA2】

ア 基本報酬

対象者	1月の 利用回数	コード	算定の単位	単位数	
				令和3年 ～3月	令和3年 4月～
計画上の位置付けが 週1回程度	1～4回	2411(訪問型サービスⅣ)	1回につき	267	268
	5回以上	1111(訪問型サービスⅠ)	1月につき	1,172	1,176
計画上の位置付けが 週2回程度	1～4回	2411(訪問型サービスⅣ)	1回につき	267	268
	5～8回	2511(訪問型サービスⅤ)	1回につき	271	272
	9回以上	1211(訪問型サービスⅡ)	1月につき	2,342	2,349
計画上の位置付けが 週2回を超える程度	1～4回	2411(訪問型サービスⅣ)	1回につき	267	268
	5～8回	2511(訪問型サービスⅤ)	1回につき	271	272
	9～12回	2621(訪問型サービスⅥ)	1回につき	286	287
	13回以上	1321(訪問型サービスⅢ)	1月につき	3,715	3,727

※ 単位数のみの変更。コードに変更なし。

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬の0.1%上乘せ（サービスコード：8310）の算定を必須とする。

イ 加算等

(ア) 同一建物減算のコードを一本化

これまでは、基本報酬区分ごとに、別々の同一建物減算用サービスコードが設定されていたが、令和3年4月サービス提供分より、同一建物減算用のサービスコードが一本化（サービスコード：6001）。

(イ) その他

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算において、介護サービスと同様の改定を実施。

(2) 訪問型サービスB（まごころ訪問事業）

利用料について、1回あたり150円から1回あたり200円へ改定。

2 第一号通所事業

(1) 通所型サービス（旧介護予防通所介護相当事業） 【サービスコードA6】

ア 基本報酬

対象者	1月の 利用回数	コード	算定の単位	単位数	
				令和3年 ～3月	令和3年 4月～
要支援1・ 事業対象者	4回まで	1113(通所型サービス1回数)	1回につき	380	384
	5回以上	1111(通所型サービス1)	1月につき	1,655	1,672
要支援2・ 事業対象者	8回まで	1123(通所型サービス2回数)	1回につき	391	395
	9回以上	1121(通所型サービス2)	1月につき	3,393	3,428

※ 単位数のみの変更。コードに変更なし。

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬の0.1%上乗せ（サービスコード：8310）の算定を必須とする。

イ 加算等

(ア) 加算の新設

① 栄養アセスメント加算

・栄養アセスメント加算	50単位/月
-------------	--------

② 科学的介護推進体制加算

・科学的介護推進体制加算	40単位/月
--------------	--------

(イ) 加算の改定

① 栄養改善加算

・栄養改善加算	200単位/月（単位数変更のみ）
---------	------------------

② 口腔機能向上加算

・口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位/月（現行と同様）
・口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位/月（新設）

③ サービス提供体制強化加算

・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	88単位/月（事業対象者・要支援1）
	176単位/月（事業対象者・要支援2）
・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	72単位/月（事業対象者・要支援1）
	144単位/月（事業対象者・要支援2）
・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	24単位/月（事業対象者・要支援1）
	48単位/月（事業対象者・要支援2）

④ 生活機能向上連携加算

・生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位/月（新設）
・生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位/月（現行と同じ）

※ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）は運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月

⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算

- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位/回（新設）
- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位/回（新設）

※ 栄養スクリーニング加算は廃止

(ウ) その他

- ・ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算において、介護サービスと同様の改定を実施
- ・ 「定員超過」「人員欠如」の単位数を改定

(2) 生活支援型予防通所サービス事業 【サービスコードA7】

ア 基本報酬

区分	コード	算定の単位	単位数	
			令和3年 ～3月	令和3年 4月～
生活支援型予防通所サービス1 (4時間未満)	1001等	1回につき	325	329
生活支援型予防通所サービス2 (4時間以上)	1003等	1回につき	337	342

※ 単位数のみの変更。コードに変更なし。

※ 新型コロナウイルス感染症対応のための0.1%上乗せはなし。

イ 加算等

改定なし。

3 介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防ケアマネジメント 【サービスコードA F】

ア 基本報酬

区分	コード	算定の単位	単位数	
			令和3年 ～3月	令和3年 4月～
介護予防ケアマネジメント費	2111	1月につき	431	438

※ 単位数のみの変更。コードに変更なし。

イ 加算等

(ア) 令和3年9月30日までの上乗せ分

- ・新型コロナウイルス感染症への対応 1単位/月（新設）

(イ) 委託連携加算

- ・委託連携加算 300単位/月（新設）

(ウ) 小規模多機能連携加算

廃止

(エ) 初回加算

改定なし